

障害のある子どもの移動支援を拡充します！

～放課後支援・通学支援（ほほえみネット）を新たに実施～

この度、京都市では、障害のある子どもの家庭の生活の安定を図るため、現在実施している障害のある方の外出支援を行う移動支援事業（ガイドヘルプ）の制度拡大を図り、平成25年10月から新たに「障害のある子どもの放課後支援・通学支援～ほほえみネット～」を実施しますので、お知らせします。

今後とも、障害のある子どももいない子どもも、共に学び合い、育ち合える安心・安全な居場所づくりや健全育成などを通じて、障害のある子どもたちが積極的に社会参加することができるよう、全力で取り組んでいきます。

記

1 障害のある子どもの放課後等の現状と課題

(1) 放課後における支援

障害のある子どもの放課後支援としては、学童クラブ事業や放課後等デイサービス、タイムケア事業等を実施しているところですが、学童クラブ事業が小学4年生までであることや、タイムケア事業が総合支援学校の中高生を対象としていること等から、それらの事業の対象にならない障害のある子どもの放課後支援の充実を求める声がありました。

(2) 通学時の送迎

障害のある方の社会参加を目的に実施している移動支援事業においては、経常的な活動である通学時の送迎は対象としておりませんでした。特にひとり親家庭における子どもの送迎に係る保護者の負担は大きく、利用目的の拡大を求める声がありました。

2 障害のある子どもの放課後支援・通学支援の実施について

(1) 事業概要（【別紙】参照）

移動支援事業の制度拡大を図り、新たに放課後支援・通学支援を実施します。

移動支援事業（現行制度）とは

社会参加や余暇活動等の外出の際に、ガイドヘルパーが移動に伴う支援（見守り、食事や排せつ等の介助等）を実施。

対 象 者： 重度の身体障害（四肢障害等の全身性障害、視覚障害）、知的障害、精神障害、難病のある方

利用時間数：月32時間

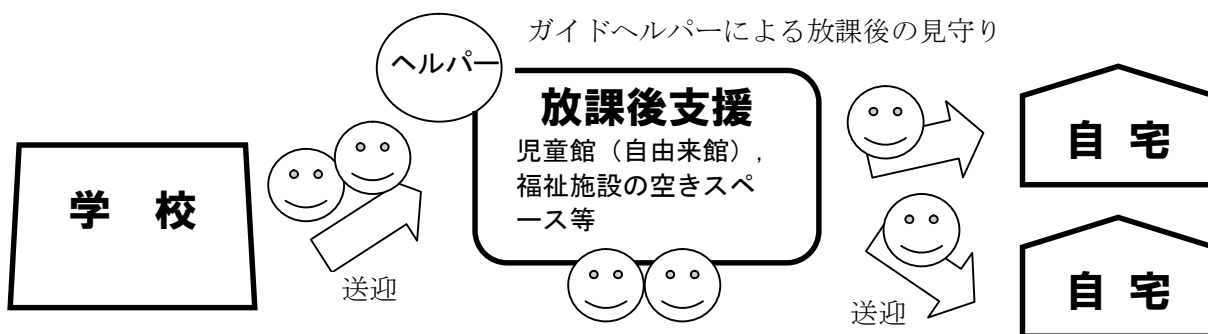
※ 移動支援事業は、平成18年9月までは、全国一律の国制度として経常的な活動である通学は対象外でしたが、平成18年10月以降は、その内容を市町村で独自で決められることとなり、今回制度拡大するものです。

① 放課後支援

保護者の就労，疾病等による昼間留守家庭の小学5，6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生等の障害のある子どもを対象に，2～3人のグループ単位でヘルパーによる放課後の見守りを実施します。

放課後支援とは

2～3人のグループ単位で，ガイドヘルパーによる放課後の見守り
(学校～実施場所～自宅の送迎も含む)



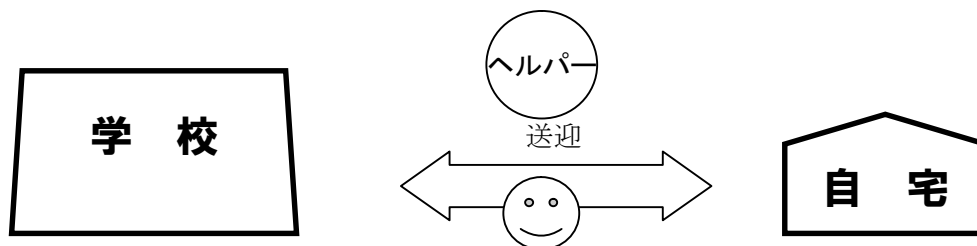
対象者：移動支援事業の対象者であって，保護者の就労，疾病等により昼間留守家庭となる小学5，6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生等
利用時間数：月32時間（従来の社会参加等の利用時間の範囲内）
利用見込人数：約150人

② 通学支援

ひとり親家庭で，保護者の就労，疾病等により通学時の介助者がいない障害のある子どもを対象に，ヘルパーによる通学時の送迎支援を実施します。

通学支援とは

ガイドヘルパーによる通学時の送迎支援



対象者：移動支援事業の対象者であって，ひとり親家庭で，保護者の就労，疾病等により通学時の介助者がいない小中学生・高校生等
利用時間数：従来の社会参加等の利用と合わせて月42時間
(社会参加分20時間+通学分22時間)
利用見込人数：約90人

(2) 利用者負担

現行の移動支援事業と同じ

①身体介護を伴う場合

「サービスに要した費用の1割」と「利用者負担上限月額(下表)」を比較して低い金額

<利用者負担上限月額>

所得階層区分		上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯		0円
市民税	所得割 28万円未満	4,600円
課税世帯	所得割 28万円以上	37,200円

②身体介護を伴わない場合

全ての方について、無料

(3) サービス提供者

指定移動支援事業所

(4) 事業開始日

平成25年10月1日

(5) 利用に関する相談・申請先

お住まいの区役所(支所)福祉事務所, 保健センター

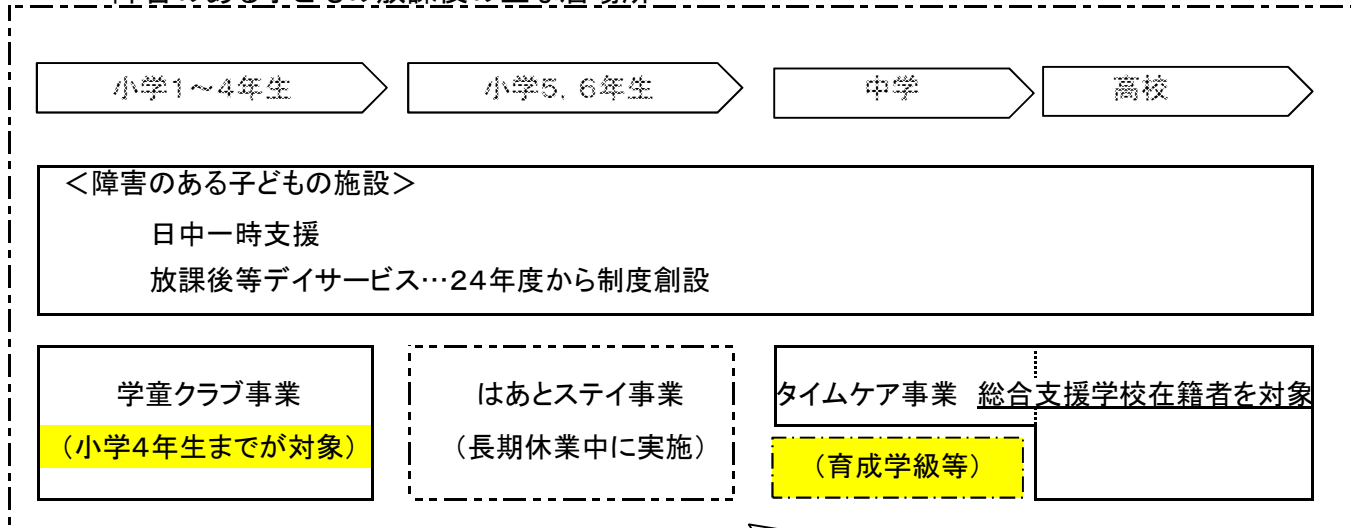
<参考> 障害のある子どもの放課後支援事業

事業名	内容	対象学年等
移動支援事業	社会参加や余暇活動等の外出の際に、ガイドヘルパーが移動を支援します。	重度の身体障害(四肢障害等の全身性・視覚障害)、知的障害、精神障害又は難病のある子ども
新規実施	放課後支援 (ほほえみネット) 保護者の就労等で昼間留守家庭となる子どもを2～3人のグループ単位でヘルパーによる放課後の見守りを行います。	移動支援事業の対象で、小学5,6年生及び総合支援学校以外の中学生等
新規実施	通学支援 (ほほえみネット) ひとり親家庭で、保護者の就労等で介助者がいない子どもを対象に、ヘルパーによる通学時の送迎支援を行います。	移動支援事業の対象で、通学時の介助者がいないひとり親家庭の小学生～高校生等
学童クラブ事業	保護者の就労等で昼間留守家庭となる低学年児童を児童館・学童保育所で預かります。	小学1～4年生 ※障害のない子どもは小学3年生まで
はあとステイ事業	長期休業期間に、保護者の就労等で昼間留守家庭となる小学5,6年生を児童館で預かります。 ※長期休業期間のみ実施	小学5,6年生
放課後まなび教室	学校施設を活用し、子どもの学習の習慣づけを図る自主的なまなびの場、安全安心な居場所を提供します。	小学生
タイムケア事業	保護者の就労等で昼間留守家庭となる中高生を小学校の空き教室を活用して預かります。	総合支援学校の中高生
放課後等デイサービス	生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	小学生～高校生
日中一時支援事業	保護者の病気等のため、一時的に介護ができないときに、施設を日帰りで利用できます。	障害のある子ども

【別紙】障害のある子どもの放課後支援・通学支援(ほほえみネット) 事業イメージ

<現行>

障害のある子どもの放課後の主な居場所



障害のある子どもの通学

○障害のある子どもの通学は、毎日、保護者が送迎している場合があり、特にひとり親家庭においては、保護者の負担は大きい。
○一方で、通学は、移動支援事業の対象としていない。

○学童クラブ事業は小学4年生までが対象であり、小学5, 6年生は放課後の居場所が限られている。
(長期休業中は、はあとステイ事業を実施)。
○中高生を対象とするタイムケア事業は、総合支援学校の在籍者のみを対象としている。

<平成25年10月~>

現行の移動支援事業の制度拡充

放課後支援

- 対象: 保護者の就労、疾病等による昼間留守家庭の、小学5, 6年生、総合支援学校以外の中学生の障害のある子ども等
- 内容: 2~3人のグループ単位で、ヘルパーによる放課後の見守りを実施(現行の月32時間以内での利用)
- 場所: 児童館(自由来館)や福祉施設の空きスペース等を活用

通学支援

- 対象: ひとり親家庭で、保護者の就労、疾病等により通学時の介助者がいない障害のある子ども等
- 内容: ヘルパーによる通学時の送迎支援を実施
(従来の社会参加等の利用と合わせて月42時間での利用(社会参加20時間+通学22時間))